

## 新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少、需要の低迷に苦しむ市内事業者等で構成される組合、団体等が行う消費喚起を目的としたキャンペーンに係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、新発田市補助金交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、消費喚起を目的とし、感染防止対策を講じた上で実施するキャンペーンとする。

ただし、政治的又は宗教的活動を目的とした事業に関しては、交付の対象としない。

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の事業者等で構成される事業者加盟数10以上の組合、団体であること。その際、任意、法人は問わないものとする。
- (2) この要綱により助成金を受けようとする事業について、市から他の助成を受けていないもの。
- (3) 組合（団体）を構成する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるものでないこと。
- (4) 暴力団及び暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事

業の実施に必要な経費であって、別表に定める経費区分及び内容に該当するもの（令和3年4月1日以降に契約又は発注するものに限る。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 補助事業者又はその構成員等の人件費
- (3) この補助事業の目的に照らし合わせて、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

#### (補助率及び補助限度額)

第5条 この補助金の補助率及びに補助限度額は次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 前条に定めのある補助経費の合計の10分の10。
- (2) 1組合（団体）100万円（ただし、組合（団体）加盟事業者数が100以上の場合、200万円）を上限として、予算の範囲内で必要と認められる額を交付する。

#### (交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要になる場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

#### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の開始前に、別記様式第1号（交付申請書）及び別記様式第2号（事業計画書）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、申請者1組合（団体）につき1回に限るものとする。

### **(交付の決定)**

第8条 市長は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、これを審査し、速やかに別記様式第3号（交付決定通知書）又は別記様式第4号（不交付決定通知書）により申請者に通知するものとする。

### **(変更の申請)**

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）がやむを得ない事情により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第5号（変更承認申請書）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### **(事業の中止又は廃止の申請)**

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた者が、やむを得ない事情により補助対象事業を中止する場合、あらかじめ別記様式第6号（中止及び廃止承認申請書）を市長に提出しなければならない。

### **(状況報告)**

第11条 補助事業者は、市長が必要と認めて指示した場合、別記様式第7号（補助事業状況報告書）の提出により、市長に現状の報告をしなければならない。

### **(実績報告)**

第12条 補助事業者は、別記様式第8号（実績報告書）を、補助事業が完了した日（第10条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して30日を経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い時期までに市長に提出しなければならない。

### **(補助金の額の確定)**

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る報告を受けた場合においては、申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを

調査し適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、別記様式第9号（確定通知書）により当該補助事業者に通知するものとする。

#### （その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年5月6日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りでその効力を失う。

別表 「新発田市キャンペーン等実施補助金」 補助対象経費（第4条関係）

経費種別	詳細
委託料	特定の業務を専門としている外部に委託する経費
通信運搬費	郵送料、運送費
使用料 及び 賃借料	会場及び機材借上料、備品等のレンタル・リース料 等
広告宣伝費	広告宣伝のために外注する経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費
消耗品費	事務用品等の消耗品購入費
その他	上記以外に特に必要と認められる経費（ただし、補助事業者側の飲食に関するものや、人件費に関するものは対象外）  例）割引クーポンの割引分の補填 など

新発田市長 様

申請者 住 所  
団体の名称  
代表者氏名

新発田市キャンペーン等実施補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、キャンペーン等実施補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の内容

別記様式第2号（事業計画書）のとおり

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 円（税抜）

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円（税抜）

4 補助事業開始予定期日 令和 年 月 日

5 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

6 添付書類

- ① 別記様式第2号（事業計画書）
- ② 申請団体を構成する事業者等の一覧（会員名簿等）
- ③ その他市長が特に必要と認めた書類

※ 金額は、消費税抜きで記載してください。

新発田市キャンペーン等実施補助金  
事業計画書

1 申請者概要

組合（団体）名			
所在地	（〒      -      ）		
代表者氏名			
担当者氏名			
（担当者）連絡先			
（担当者）E-mail			
加盟事業者数 （注1）		組合（団体）の設立年月 日	年      月      日
組合（団体）概要	※ 定款や規約が存在する場合は、別途提出してください。		

（注1） 会員名簿等を添付してください。

## 2 事業概要

1. 事業名	
2. 事業実施期間	※ 事業全体の開始予定日、及び終了予定日を記入してください。 令和 年 月 日 ( ) ～ 令和 年 月 日 ( )
3. 事業概要	※ キャンペーンの概要を簡潔に記載してください。
4. 事業詳細	※ 具体的な事業計画を記載してください。



### 3 事業収支予算書

#### (1) 資金調達内訳

(金額単位：千円)

	補助事業に要する経費
自己資金	
借入金	
本補助金	
その他(構成事業者の負担金など)	
合 計	

#### (2) 資金支出内訳

(金額単位：千円)

経費区分	経費内訳	金額	補助事業に要する経費	補助金交付申請額
	小 計			
	小 計			
	小 計			
	小 計			
	小 計			
合 計				

※適宜、行追加や削除を行ってください。

※金額は全て「消費税抜き」とし、補助金交付申請額の合計は、千円未満切り捨てで記載してください。

※根拠となる見積書も添付してください。

様

新発田市長

新発田市キャンペーン等実施補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請を受けた標記補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の内容 交付申請書記載のとおり

3 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 交付条件は以下のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱の定めを遵守すること。

年 月 日 号

様

新発田市長

新発田市キャンペーン等実施補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請を受けた下記補助事業について、補助金の交付をしないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 不交付理由

年 月 日

新発田市長 様

申請者 住 所  
団体の名称  
代表者氏名

新発田市キャンペーン等実施補助金交付申請書に係る  
補助金変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり内容を変更したいので、新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業内容 別紙（変更後事業計画書）のとおり

(2) 経費の配分等

(円)

	変更前	変更後
補助対象経費		
補助金交付申請書額		
補助金交付決定額		

※ 別紙（変更後事業計画書）については、別記様式第2号（事業計画書）に準じて作成してください。

年 月 日

新発田市長 様

申請者 住 所  
団体の名称  
代表者氏名

新発田市キャンペーン等実施補助金交付申請書に係る  
補助事業の中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

新発田市長 様

申請者 住 所  
団体の名称  
代表者氏名

新発田市キャンペーン等実施補助金交付申請書に係る  
補助事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の状況について、新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業状況

令和 年 月 日時点

開 始 年月日	完 了 予 定 年月日	補助事業に要す る 経 費 A	実 支 出 額 B	補助金交付 決 定 額 C

※1) 任意の様式で、事業の具体的な状況について記載し、併せて提出すること。

※2) 金額は、消費税抜きで記載してください。

年 月 日

新発田市長 様

申請者 住 所  
団体の名称  
代表者氏名 印

新発田市キャンペーン等実施補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので、新発田市キャンペーン等実施補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 金 円  
※金額は、消費税抜きで記載してください。
- 4 補助事業開始年月日 令和 年 月 日
- 5 補助事業完了年月日 令和 年 月 日
- 6 補助事業の概要及び取組の成果

(1) 事業の概要

(2) 取組の成果

※取組状況が分かる資料や写真等を添付してください。

例) キャンペーン期間中の店舗の写真 等

7 事業収支決算書

(1) 資金調達内訳

(金額単位：円)

	申請額	実績額
自己資金		
借入金		
本補助金		
その他（構成事業者の負担金など）		
合 計		

(2) 資金支出内訳

(金額単位：円)

経費区分	金 額	補助事業に 要した経費	補助金額
合 計			

※別添の「支払状況一覧表」を添付してください。

※適宜、行追加や削除を行ってください。

※「支払状況一覧」から各経費区分の合計金額を記載してください。

※金額は全て「消費税抜き」とし、補助金交付申請額の合計は、千円未満切り捨てで記載してください。





年 月 日

様

新発田市長

新発田市キャンペーン等実施補助金等確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 補助事業名   |   |
| 2 | 交付決定額 金 | 円 |
| 3 | 交付済額 金  | 円 |
| 4 | 確定額 金   | 円 |